

環境みらい都市認定要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策で顕著な実績が見込まれ、他の模範となる市町村を環境みらい都市として認定することにより、他の自治体や県民の地球温暖化対策に対する関心を喚起し、もって地域における低炭素社会の実現に資することを目的とする。

（認定対象）

第 2 条 認定は、地球温暖化対策に意欲的に取り組み、先進的な地球温暖化対策の取組を地域づくり、街づくりに取り入れ、更にそれを発展させようとしている市町村に対して、知事が行うものとする。

（認定手続き）

第 3 条 各市町村は、環境みらい都市への認定を希望するときは、認定基準の定めるところにより知事に応募するものとする。

（認定審査）

第 4 条 知事は、前条の規定による認定を行う場合には、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）に設置した環境みらい都市認定等の検討に関する小委員会（以下「小委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 小委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（認定）

第 5 条 認定市町村は、小委員会の内申に基づき、知事が決定する。

（認定の方法）

第 6 条 認定は年 1 回知事が行い、認定証を授与する。

（取組状況の確認）

第 7 条 知事は、必要に応じて、認定市町村の取組状況に関する報告を求めることができるものとする。

(認定の取消)

第8条 知事は、次のいずれかに該当するときは、小委員会の審査を経て、認定を取り消すことができる。

(1) 認定市町村から、認定取消の申し出があった場合

(2) 第7条による確認の結果、取組計画の実現可能性がない、又は著しく低いと認められるとき

(事務局)

第9条 前条の規定に基づく小委員会を補佐し、小委員会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、環境部温暖化対策課に置く。

3 事務局は、小委員会から付託された応募調書等の資料に基づいて、専門的事項を調査審議し、内申候補者を選定し、小委員会へ報告するものとする。

(認定基準)

第10条 この要綱の実施について必要な基準は、小委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。